

室蘭警察署からのお願い

このような封書やハガキが届いたら警察へ。
絶対に連絡しないでください！

他にも

訴 状 訴訟番号 (て) 1 2 1 号

この度ご通知致しましたのは、貴方が未納されました総合消費
料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴
状の提出をされました事をご通知致します。以降、下記に設けら
れた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
このまま連絡無き場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁
判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し
押さえを執行官の立ち合いのもと強制的に履行させていただきます
で裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくよう
願いますと同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきます
ご了承下さい。 民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談は
しては当局にて受付しておりますので職員までお問合せ
尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護
ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます

訴訟取り下げ最終期日 2 年 4

法務省管轄支局管理部

東京都千代田区九段南

相談窓口

0 3 -

受付時間 9 時 - 2 0 時

財産の差し押さえ通知書
年月日

あたり地方税法の規定によりその例によるも
第53条第1項の規定により、保険金また
なければならないこととなりますから

令和二年四月九日
債権差押命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

債権者の申し立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため
別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、
債務者が第三債務者に対して有する別紙差し押さえ債権目録の
債権を差し押さえる。
債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取
その他の処分をしてはならない。
第三債務者は、第1項により差し押さえられた債務について、
債務者に対し弁済をしてはならない。
令和二年四月九日(木)
東京地方裁判所港支部債権執行係
裁判官
これは正本である。
令和二年四月九日
東京地方裁判所港支部債権
裁判所書記官

色々

書類が入っているので要注意！

すぐに警察に相談してください。
室蘭警察署代表電話
0 1 4 3 - 4 6 - 0 1 1 0
相談ダイヤル
9 1 1 0

STOP
電話！！

